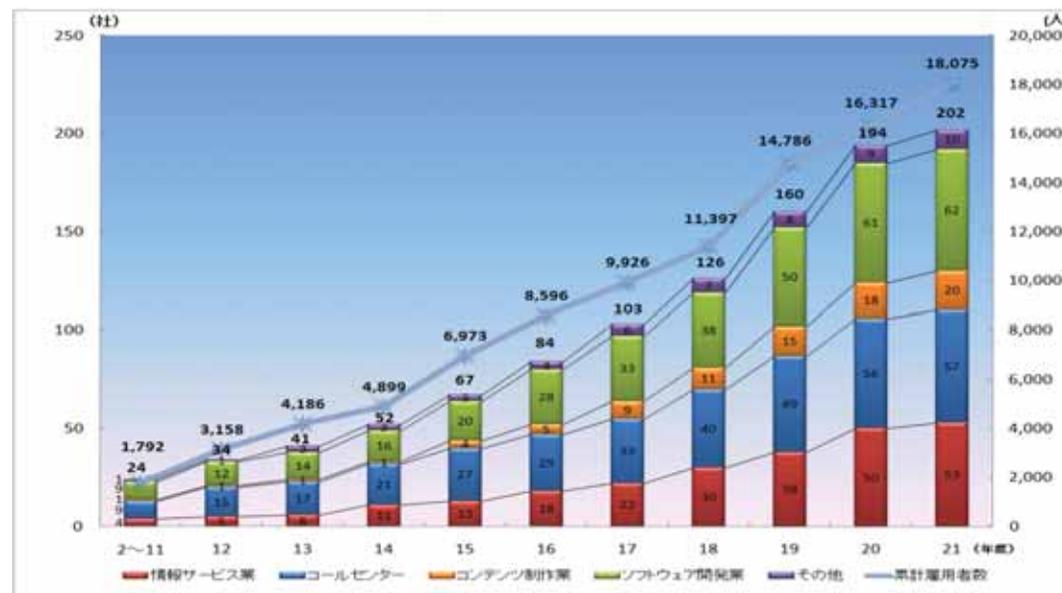


第2 情報通信関連制度

I 現状(平成21年度実績)

(1) 県外からの誘致企業数202社、
雇用数18,075人

(2) 県内企業を含む情報通信関連産業の
雇用数 24,787人



II 課題

近年の中国をはじめとするアジア各国の経済成長や、クラウドコンピューティング等目まぐるしく変化するビジネスモデルへの的確な対応が必要。

自立的発展に向けたリーディング産業として・・・

- ・情報通信関連企業の更なる集積促進
- ・情報通信産業の高付加価値化
- ・即戦力となる人材の育成・確保
- ・次代を見据えた新たなIT立地基盤の整備

制度面での企業立地・高度化に向けたインセンティブ強化を図り
アジアにおける国際情報通信ハブ拠点の形成を目指す

リーディング産業としてのIT産業振興に向けた更なるインセンティブ強化

国内外からの企業誘致による
外部活力の導入

県内IT業界の高付加価値化

情報通信産業制度の強化・拡充

情報通信産業振興地域

県内24市町村

拡充

新

新

IT産業の裾野拡大・
雇用促進に資する
企業集積促進及び
事業拡大支援

★指定地区の拡大
★各種要件の緩和
・投資税額控除に係る同時
取得要件の廃止、リース物
件の追加

★特別償却制度との
選択制導入
★人材育成・研究開発費
に関する法人税額の控除

★海外の研究者・技術者
の入国審査等要件緩和

【継続】資金の確保(公庫
融資等)、施設整備促進

情報通信産業特別地区

那覇市・浦添市、名護市・宜野座村

拡充

拡充

新

IT産業の基盤及び
高度化の核となる
企業・人材の集積促進

★指定地区の拡大
★対象業種の追加
従来のデータセンタ等3業種に
加えてソフトウェア業を追加

★法人税課税所得控除
期間の延長(10→15年)
★特区外の事業所設置
禁止要件の撤廃

★立地企業に勤務する
高度技術者への税制優
遇など

「情報通信産業振興地域」制度の拡充

投資促進による事業拡大や、人材育成及び研究開発を促進する税制インセンティブ強化を図り、
本県IT産業の高度化を支援する。

1. 優遇税制の主な拡充内容

- 税額控除を受ける際の「建物と付属設備の同時取得要件」→撤廃
- 税額控除の対象に、リース物件を追加
- 税額控除の対象に、人材育成費及び研究開発費を追加
- 特別償却制度との選択制の導入

2. 産業の裾野拡大・国際展開に向けた制度

- 県における対象地域の指定拡大(現行24市町村)
- 海外の研究者・技術者に係る入国申請等の要件緩和

3. その他の継続支援

- 事業者の施設整備に必要な資金の確保その他の援助
- 必要な公共施設整備の促進

「情報通信産業特別地区」制度の拡充

情報通信基盤となる業種及び重点業種に対し、企業のニーズに合致した所得控除制度にするとともに、高度人材確保に係る支援等を行い、一層の集積を図る。

1. 所得控除を受けるための事業認定要件の緩和

○特区内（那覇市、浦添市、名護市、宜野座村）にのみ事業所を有すること→撤廃

2. 所得控除額の控除期間の延長

○控除できる期間を、現行の設立後10年から15年に延長

3. 対象業種の追加

○現行3業種（データセンター、インターネットエクスチェンジ、インターネットプロバイダー）にソフトウェア業を追加

4. 高度人材の確保支援

○高度人材に対する税の優遇等

5. 指定地域の拡大

○県における対象地域の指定拡大

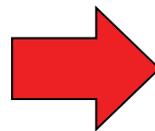
第3 金融業務特別地区制度

I 現状

(1) 国内唯一の制度

(2) 平成14年度の特区指定から現在までに
事業認定を受けた企業:1社

(3) 特区に進出した金融関連企業数10社、雇
用者数621人(平成22年4月末現在)



II 課題と対策

(1) 現行制度の各種要件緩和による
企業立地インセンティブの強化

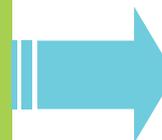
(2) 金融関連企業の定着及び新たな
ビジネス展開支援による雇用機会の
拡大

金融産業の集積

企業を誘致し集積を促すにはインセンティブが必要であるが、現行制度は企業のニーズにあっていないことから、企業の事業展開のニーズにあわせた制度拡充が必要。

円滑な資金供給

投融資や円滑な資金供給等により、企業等へのバックアップ役としてサポート



金融産業の集積と、企業等への円滑な資金供給により、持続的なイノベーションを展開させ、産業の振興と雇用創出を図る

新成長戦略 平成22年6月18日閣議決定

(7) 金融戦略

- ① 金融自身が成長産業として経済をリードすること
- ② 実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと

「金融業務特別地区」制度の拡充

1. 所得控除を受けるための事業認定要件の緩和

- 特区内（名護市）にのみ事業所を有すること→撤廃
- 従業員数10名以上→撤廃

2. 所得控除額の限度額の撤廃

- 直接人件費の20%を限度とする→撤廃

3. 優遇税制の主な拡充内容

- 税額控除を受ける際の「建物と付属設備の同時取得要件」→撤廃
- 税額控除の対象に、リース物件を追加
- 税額控除の対象に、人材育成費及び研究開発費を追加
- 高度人材に対する税の優遇等
- 個人投資家に対する税制優遇等
- 特別償却制度との選択制の導入

4. その他

- キャプティブ保険会社への優遇措置の創設（最低資本金額の引き下げ等）
- 海外企業向けの新たな取引所の創設に係る規制緩和（英文開示制度の規制緩和等）

第4 産業振興地域制度 (旧「産業高度化地域制度」)

I 現状

(1) 地域内からの製造品出荷額は伸び悩んでいる。
〔地域からの製造品出荷額〕
H14年3,121億円→H20年3,080億円

(2) 一定の税減免実績があることから、新規設備投資を促進している効果はみられるものの、県内製造業等の生産性向上や競争力強化に結びついていない。

(3) 物流コストが割高で、県内企業の競争力を阻害している。

(4) 電力料金が割高で、立地する企業の負担を軽減する方策が必要である。

II 課題と対策

(1) 投資促進税制により、引き続き県内製造業等による積極的な投資を促し、企業の生産性向上と競争力強化を図る必要がある。

(2) 設備への投資だけでなく、人材育成や研究開発への投資も促進する必要がある。

(3) 価格競争力を低下させている割高な物流コスト低減のため、物流関連産業の振興を図る。

(4) 電気料金の負担軽減のため、給付金制度を創設する。

県内製造業や物流関連産業の振興を図る

「産業振興地域制度」の創設

産業高度化地域制度の内容を拡充し、「産業振興地域制度」を創設。

1. 対象地域の拡大

対象地域を現行13市町村から、沖縄県全域に拡大

2. 対象業種の拡大

製造業、卸売業、産業高度化事業(デザイン業、機械設計業等)に加えて、運輸業(大分類)を追加

3. 優遇税制の主な拡充内容

- ①対象となる設備に、車両運搬具、船舶、航空機、ソフトウェアを追加
- ②対象となる設備投資額の引き下げ
(ex. 1,000万円以上 → 建物500万円以上、機械装置・器具備品等30万円以上)
- ③税額控除の対象に、人材育成費、研究開発費を追加
- ④税額控除の控除率を拡大(ex.機械装置15%→50%)
- ⑤特別償却の償却率を拡大(ex.機械装置34%→最大100%)
- ⑥地方税の減免措置を現行5年間から10年間へ延長

4. 給付金制度の創設

新設または新たに増設した対象企業の電気料金の支払額に応じて、給付金を支給

第5 産業基盤関連制度 (電気安定供給支援制度)

課題

- 生活および産業振興の基盤である電気エネルギーについては、将来にわたり低いコストで安定した供給が求められる
- 沖縄における電気事業は構造的な不利性を有する

- 1. 本土の電力会社より高い供給予備力を持たなければならない
- 2. 離島への電力供給は高コスト構造
- 3. 石油・石炭等の火力発電に依存せざるを得ない

解決策

これら構造的不利性の克服は民間企業の自助努力のみでは限界があることから、安定的に電気事業を運営していくためには、税制上の特別措置等、国や県の支援が必要

- 1. 本土の電力会社より高い供給予備力を持たなければならない
- 2. 離島への電力供給は高コスト構造

- (1) 固定資産税の課税標準を3分の2とする特例の継続
- (2) 産業振興地域(旧産業高度化地域)内の設備投資に対する特別措置の継続
- (3) 電気事業者への資金確保(公庫融資)および一般担保制度の継続
- (4) 海底ケーブルの取替・新設に対する補助による財政支援制度の創設

- 3. 石油・石炭等の火力発電に依存せざるを得ない

- (1) 沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免除の継続
- (2) LNG(液化天然ガス)を石油石炭税の免除対象に追加

沖縄県における電気事業の特性

I 現状

- (1) 本土の電力系統と連系されておらず広域融通の枠外
- (2) 広大な海域に島が点在しており、12の小規模な独立系統を抱えている
- (3) 地理的・地形的条件および電力需要規模の制約等により、水力発電等の開発が困難

II 課題

1. 本土の電力会社より高い供給予備力を持たなければならない
2. 離島への電力供給は高コスト構造であり、恒常的な収支不均衡
3. 石油・石炭等の火力発電に依存せざるを得ない

- ① 本土の電力系統と連系されておらず広域融通の枠外にあるため、安定供給には高い供給予備力の確保が必要
- ② 離島における1kWhあたりの平均販売原価は本島に比べ高くなっており、恒常的に収支不均衡な状態が続いている
- ③ 供給信頼度を確保するため、沖縄本島の周辺離島12区間、宮古島周辺3区間、八重山諸島周辺10区間、総延長約210kmに及ぶ海底ケーブルにて電力供給を行っているが、既設海底ケーブルは老朽化が進行している
- ④ 地理的・地形的条件および需要規模の制約等により、水力、原子力の開発が困難であることから、火力発電に依存せざるを得ない状況である。石油、石炭に比べて低炭素燃料であるLNG火力発電所導入などにより、電源の多様化を図る必要がある

Ⅲ 課題の解決策

1. 本土の電力会社より高い供給予備力をもたなければならない
2. 離島への電力供給は高コスト構造であり、恒常的な収支不均衡

- 多額の設備投資に対する税の緩和措置、資金調達の円滑を支援
- 海底ケーブルの取替・新設支援等離島運営の支援

➤ 税の特例

- (1) 固定資産税の課税標準を3分の2とする特例の継続
- (2) 産業振興地域(旧産業高度化地域)内の設備投資に対する特別措置の継続

➤ 金融措置

- (3) 電気事業者への資金確保(公庫融資)および一般担保制度の継続

➤ 財政措置

- (4) 海底ケーブルの取替・新設に対する補助による財政支援制度の創設

3. 石油・石炭等の火力発電に依存せざるを得ない

- 沖縄における電力供給の大部分を占める石炭への支援
- エネルギーセキュリティ向上に向けたLNG導入への支援

➤ 税の特例

- (1) 沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免除の継続
- (2) LNG(液化天然ガス)を石油石炭税の免除対象に追加
(参考) 税率: 石炭1トンあたり700円
LNG1トンあたり1,080円

第6 中小企業振興関連制度

I 現状

(1) 県内の全事業者の99%を中小企業が占める

(2) 本県事業者の中小企業者は、全国と比較して零細性が強く経営基盤が弱い

(3) 創業や新規事業を興す場合に、中小企業は資金が不足している

II 課題と対策

(1) 県内中小企業の経営基盤の強化を図る必要がある

(2) 沖縄型産業や高付加価値型産業等に対して引き続き税制面での深掘り支援が必要

(3) 県経済の成長や雇用確保の原動力となっている中小企業の活動が一層活発になっていくことが重要である

中小企業の持続的な成長発展を図るため、「沖縄県中小企業の振興に関する条例」に基づき、中小企業の振興施策に積極的に取り組む

◎各種中小企業関連制度の拡充等

1. 中小企業経営基盤強化支援制度

指定中小企業者の経営基盤強化の支援として、近代的な装置・設備の導入を促進するための税制面や資金での支援策を実施する

- ①優遇税制の拡充(対象となる設備に構築物を追加、割増償却の償却率を27%から50%に拡大)
- ②沖縄振興開発金融公庫の特別の貸付制度の実施(継続)

2. 経営革新支援制度

経営革新に取り組む県内中小事業者で、特に沖縄の経済の振興に資すると認められる55業種(沖縄特例業種)への追加について、対象業種を再度検証するとともに、引き続き、税制面の特例措置を継続する

3. 公庫出資業務の特例制度

沖縄振興開発金融公庫が行う新事業創出促進出資業務の特例措置を継続して実施する

第7 沖縄振興開発金融公庫の存続

沖縄の特殊事情

- ◆脆弱な事業基盤 (低い県民所得と貯蓄率、高い完全失業率、脆弱な企業経営基盤等)
- ◆経済的合理性から見た不利性 (地理的条件に起因する割高な輸送コスト、マーケット限定等)
- ◆資金量の不足 (高い預貸率、メガバンクは一店舗のみ、高い貸出金利等)

沖縄21世紀ビジョンの実現に向けた課題

- ◆産業インフラの整備や大規模な基地返還跡地の活用等に向け、長期固定の良質な資金の確保
- ◆沖縄経済を支え、牽引する各産業分野に対する良質かつ十分な資金の確保
- ◆新たな産業分野の成長やベンチャー企業等の創業の支援
- ◆県内企業の高度化、基盤強化に資する資金の安定的確保と、社会経済環境の急激な変化にも対応した「金融セーフティネット」の確保

質的補完

- ・ 沖縄特利、沖縄独自制度の創設・拡充
- ・ セーフティネット機能等の発揮

量的補完

- ・ 安定的な資金供給

沖縄振興開発金融公庫の活用

対応策

沖縄の政策金融を一元的に担う総合政策金融機関としての沖縄振興開発金融公庫の現行の機能及び組織形態の存続

第8 雇用関連制度

課題

- 1) 雇用の場の絶対的不足
 - ・産業基盤の脆弱さ
 - ・経営意識、ノウハウの不足 など
- 2) 求人と求職のミスマッチ
 - ・能力や給与等条件面のミスマッチ
 - ・職種や地域間のミスマッチ
 - ・公務員志向、県内志向
 - ・企業の理解不足や情報不足
 - ・職場環境の問題 など
- 3) 若年者等の就業意識の低さ
 - ・仕事の意義の理解不足
 - ・自立心、チャレンジ精神の欠如
 - ・ロールモデルの不足 など

取り組み

- ①雇用の場の創出・拡大
企業誘致、産業振興等
- ②雇用の安定・維持
雇用関係助成金制度の活用促進、企業へのコンサルタント派遣、従業員の研修派遣等
- ③求職者支援
職業紹介や職業相談・指導、情報提供の充実、地域巡回密着型の合同企業説明会・面接会の開催、企業ニーズを考慮した職業訓練や人材育成、企業の魅力ある職場づくりと求職者の理解を促進するフォーラムの開催等
- ④雇用環境の改善
労働条件の確保・改善、労働者福祉の推進等
- ⑤キャリア教育の推進
職業教育や進路指導の充実、インターンシップの拡大、沖縄県キャリアセンターを中心にキャリアカウンセリング等による職業観の形成から就職までの一貫した総合的な支援等

成果

◎就業者数の増加
情報通信関連産業等の雇
用者の増加

(H13) 577千人
(H21) 617千人

◎新規学卒者の
就職率の改善
高校新規学卒者等の
就職内定率の向上

高校 (H13) 69.8%
(H21) 85.5%

◎完全失業率

(H13) 8.4%
(H21) 7.5%

評価(現状認識として)

- ◆ 関係機関と連携し、これまで様々な雇用対策に取り組んできたが、就業者数の増加など一定の成果がみられるものの、失業率は高止まりしている。
- ◆ 現行の全国一律の制度や関連施策は、本県においては有効性・安定性の面で限界がある。そのため、沖縄の特殊性等を考慮し、地域の実情に応じて機動的かつ中長期的な雇用対策に取り組むことができる仕組みが必要である。

抜本的な雇用改善に向けた制度

新

沖縄型雇用促進税制

【国制度の拡充等】

- ★ 企業等における雇用創出・拡大の促進
- ★ 沖縄の産業構造等の特殊性を考慮
(企業経営の実態に合った要件緩和等)

新

沖縄雇用対策基金

【独自の仕組みづくり】

- ★ 産業・雇用拡大県民運動のさらなる推進
- ★ 地域の実情に応じた効果的な施策を実施
(中長期の重点的な取り組み)

継続

沖縄失業者求職手帳制度

- 在沖米軍の撤退等に伴いやむなく失業に至った者の再就職の促進【沖振法78条等】
(就職指導、給付金支給等)

継続

地域雇用開発促進法の特例

- 離島を含む県内全域について雇用開発促進地域を適用【沖振法82条】
(各種助成金活用)

沖縄の雇用
情勢の抜本的
な改善

特殊性への配慮

沖縄雇用対策基金

